

全国统一要求（抜粋）

- 1. 全ての公共工事現場で直接工事費分の単価支払いを実現
- 2. 碎石、砂利、砂、合材などの骨材運搬の収入も1日4万円以上に
- 3. 過積載復活させるな



発行所
全日本建設交運一般労働組合
東京都新宿区百人町 4-7-2
電話 03(3360)8021
毎月25日発行
1部 50円

自家用の就労を守ろう 単価改善に取り組もう



各地で自家用ダンプの使用についての適法性をアピールしよう

ナンバー対策

車持ち労働者は適法です 組合に入っ て一 緒に闘 おう

全国ダンプ

新年あけましておめでとうございます。
燃料・物価高騰が長引く中でダンプを取り巻く情勢が厳しくなっています。昨年6月の国会で成立した「トラック新法」（違法な白トラ利用禁止・荷主規制）の影響により、仕事先や取引先が自家用（白ナンバー）への配車を止め、営業ナンバー取得を求める動きが各地で広がっています。全国部会は、半世紀以上に渡り、自家用のダンプ労働者の仕事を守り、過積載根絶などの運動を続けてきました。今後も政府や各業界団体に対して適法化を訴え、自家用排除を許さない取り組み（白ナンバー）への配車を止め、営業ナンバーを広げます。一緒に頑張りましょう。

全国ダンプ部会は、1972年から車持ちダンプ労働者の組織化を始め、一貫して自家用（白ナンバー）の仕事を守る為に奮闘してきました。1987年に石川県金沢市内の碎石会社で働く組合員たちが「白トラ行為」を理由に契約解除を通知され、撤回の裁判闘争に取り組みました。

裁判所は「ダンプの使用実態について、労働契約（指揮命令・従属性）が確認できる」と判断し、「車持ちダンプ労働者だから運送免許は不要」との勝利判決を出しました。つまり、ダンプを所有していない会社が、「ダンプを所有した運転手を雇っているのと同じだから、会社の自家用行為に

当たる」と判断したのです。この判決を用いて、各発注当局・運輸行政・警察等へ説明し、各地で発生した不当な白排除攻撃と闘い、自家用ダンプの適法性を示し、今日に至っています。すでに昨年からは「トラック新法（荷主規制本年4月）」の影響を受けて、配車拒否や営業ナンバー取得



自民・維新政権を終わらせて減税・インボイス廃止を実現しよう

選挙闘争

自己都合の解散総選挙 高市政権へ審判下そう

昨夏の参議院選挙で自公政権は有権者からの審判を受け

て大敗しましたが野党の日本維新の会を取り込み、高市内閣が発足しました。しかし高市首相は、まともな経済対策を実施せず、選挙公約の一つである「最賃1,500円以上の早期実現」を放棄し、トランプ政権との約束で大軍拡を推進しています。さらに年明け早々に内閣支持率の高さを背景にして、解散総選挙の実施を表明しました。本来は、新年度予算や国民生活を支える為の方策について審議しなければなりません。まさに国民無視の自己都合の解散です。

一方で消費税減税やインボイス廃止を実現させるチャンスでもあります。いまダンプ労働者の為に国会で奮闘する政党は「日本共産党」だけです。仲間の力を合わせてダンプの味方の議席を増やせば、単価改善、過積載根絶などの要求が前進します。家族と友人・知人を誘い、必ず総選挙の投票へ行きましょう。

を仕事先から受けている事例が多発しています。昨年末、東北ダンプ支部秋田分会の組合員から秋田県庁が「自家用ダンプ排除」につながる通知文書を出した情報を得ました。支部は年明け9日に県庁要請に取り組み、「自家用ダンプの適法性」やダンプの実態を示しながら、撤回及び修正文書の発出を求めました。また秋田分会では、自家用排除の噂を聞いた未加入ダンプが昨年10月〜11月に5名加入しています。組合に入っ

て一緒に自家用ダンプの仕事と生活を守る取り組みを全国各地に広げましょう。

学習会と新春交流で 東海地域の団結強化

東海ダンプ

自家用排除対策を強化へ 仲間を増やし仕事を守る

東海ダンプ支部第10回定期大会を1月10日(土)～11日(日)に愛知県西尾市内で21人の参加で開催しました。

主催者の野川執行委員長は、「昨年からは自家用ダンプの排除が各地で広がり、支部では中部運輸局から適法な個人自家用ダンプの具体的使用事例の『指導』を聞き取り、合材プラントや地元ゼネコン、砕石山などへの要請行動を展開している」と、続いて「業者と雇用関係(労働者性)のある個人自家用ダンプは問題なく仕事ができるよう、支部では各

発注者や業界団体、取引先業者への要請行動をさらに広めていく」と呼びかけました。

高橋書記長の議案提案の後、各参加者から自家用排除の有無についての発言があり、「合材・骨材・粘土の仲間はトラック新法一部施行の4月から青ナンバーを使うということ」を言われているが、具体的には取引先から何もない」というもので、「取引先や業者側も困惑している中で青ナンバー限定使用」ということが分りました。今後は各業者への適法な自家用ダンプの使用

事例の説明行動を強化していくことを確認しました。大会議案は満場一致で可決、役員も全員信任されました。

大会終了後、ナンバー問題学習会を開催し、高橋書記長から「ダンプの歴史」、「ダンプは事業者なのか労働者なのか」の2024年に成立した「第三次担い手三法」にもとづく

国交省 標準労務費が施行開始 ダンプへ適用させよう

「標準労務費の設定等」を、昨年12月12日に施行しました。現状では、「受注者間の契約履行における労務費の確保設計労務単価」が基準となり、なお且つ国交省が示す職種・工種の内容を基本とし、「労務費以外の諸経費」等には適用されません。またダンプの単価は明示されていません。

国交省は実効性確保に向けて、各地方整備局に「建設Gメン」を配置し、立ち入り調査を打ち出しています。一方「標準請負契約約款の改正」など、当事者同士が自主的な確認を促すことや通報制度の導入がメインです。しかし建設産業の重層下請構造の末端では、「見積もり・書面契約」を交わすことは有りません。ダンプも含めてほとんどが常用単価や口頭契約です。ダンプ単価も一般運転手として積算されています。単価叩き、指値を防止する為にも適用を求める運動を広げます。



前田道路に適法な使用事例を伝え、自家用排除の撤回を求めました。(12月18日東京都内)

全国ダンプ 前田道路本社へ直談判 自家用の就労は適法です

全国ダンプ部会は、12月18日に前田道路本社への要請行動を実施しました。前田道路からは製品事業部部長及び瀧澤社労士など3名が出席しました。

部会からトラック新法(遠征白トラ利用の禁止)について、国交省本省及び各運輸局懇談の経過や見解(適法な自家用ダンプの使用事例)を伝えました。高橋書記長は「各プラントとの直用(労働協約)であれば自家用ダンプの使用は違法にならない」と下請による業務上の指揮命令も含まれる」と行政見解を伝え、「本社として自家用ダンプを使用できる通知を發出して欲しい」と話しました。前田道路は、「今まで無理をして身の丈に合わない事業をして法を守れなくなっていたので、今後は無理をしないことを考えている」と事業部長が話しました。部会から「地域差はあるが、自家用の登録が多いので、繁忙期になれば無理をする業者も出てくる。以前の規制緩和で営業ナンバーの名義貸しが広まっている地域もあり御社の関係者もいる。摘発されると今度こそ御社は共犯となる」と再考して欲しい」と促しました。部長は「まだ無理をしているところがあるので、どうか、とりあえず持ち帰り検討はします」と回答しました。



自家用排除攻撃を許さず、仕事を守る闘いに決起しよう(1月10日愛知県西尾市内)

労務費に関する基準の基本的考え方

国土交通省

「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「通常必要と認められる労務費(=適正な労務費)」を示すことにより、適正な労務費(賃金の原資)が、公共工事・民間工事にかかわらず、受注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費(=適正な労務費)」の考え方

- 技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並し、他産業並以上への処遇改善を実現することを目指す。
- この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、「適正な労務費」を公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする。
(高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。)

通常必要と認められる労務費 = 適正な労務費

＝ 設計労務単価 × 労働時間
＝ 設計労務単価 × 歩掛 × 数量

○労務単価については、設計労務単価を下回る水準を設定しないこと、歩掛については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らし、受注者として責任を持って施工できる水準を設定することが必要。

○個々の請負契約における適正な労務費確保の円滑化のため、別途、国土交通省が職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、「労務単価×歩掛」の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。

労務費確保のイメージ

建設工場の請負契約のイメージ

1次下請 2次下請

国土交通省・標準労務費の設定について(資料抜粋)